

## 中国史料に見える中世日本の度牒

榎 本 渉

はじめに

度牒(度縁)とは周知の通り、「僧尼が得度(出家入道)したことを証明する公文書」(『国史大辞典』度牒(中井真孝氏執筆))のことである。鎌倉期までの度牒については、松尾剛次氏によってその事例が網羅的に紹介・検討されている(松尾1988)が、その中でも特異な一群として、入宋・入元僧の度牒が挙げられる。具体例としては、東福寺に残る承久元年(二二九)一〇月二〇日付け円爾度牒<sup>(1)</sup>二通、鎌倉報国寺所蔵の弘安九年(二八六)一月八日付け天岸慧広度牒<sup>(2)</sup>、早稲田大学所蔵の正和二年(三三三)四月八日付け友山士徳度牒<sup>(3)</sup>が知られ、嘉禎元年一〇月二〇日付け無本覚心度牒の逸文<sup>(4)</sup>も知られる。これらの文書については、すでに相田二郎1949・荻野三七彦1964で、中世において稀有な版刻文書であること、地名・官名が中国風にアレンジされていること、偽印・架空の署名が見られること、花押が同一筆跡であることなどが指摘されている。一例として友山士徳度牒を引用しよう(「」は墨書、それ以外は版刻。单郭方朱印「太政官印」を「治部尚書」「正和元年」「左大史小槻宿禰清時給」の三箇所<sup>(5)</sup>に捺す)。

治部尚書

『城州路東山東福禪寺重行士思、本貫係本州乙国県人』事。

俗姓秦、見年十四歳。投礼当寺住持士雲長老、為本師賜

□〔黄<sup>(5)</sup>カ〕紙度牒、剃髮受具者。』

右、被<sup>レ</sup>太政官符<sup>レ</sup>称、左大臣宣、奉

勅、件度者姓「秦」、宜<sup>レ</sup>治部省与<sup>レ</sup>剃度。牒至准

勅。故牒。

〔正和式〕年〔四〕月〔八〕日左大史「小槻宿禰清時」給

参議郎兼治部郎〔從四位下行神朝臣康光（花押）〕

典主宰事官〔闕〕

鴻 臚 丞〔從三位〕行藤朝臣定行（花押）

鴻 臚 少 卿〔闕〕

典客郎中署令〔從二位〕行平朝臣高広（花押）

治 部 主 事〔闕〕

治 部 郎 中〔正位〕行江朝臣公経（花押）

治 部 侍 郎〔□位〕行源朝臣光房（花押）

これらの文書に関して興味深いのは、明らかな偽造文書であることである。この点に関しては、古く伊藤東涯が『制度通』巻五、僧尼度牒の事で、円爾・天岸度牒を紹介し、

これは入宋のためにこしらへたるものなるべし。それゆへ伝はるとみへたり。正和の康光（天岸度牒に見える）参議郎兼治部郎從四位下神朝臣康光）、承久の信行（円爾度牒に見える）参議郎兼治部郎藤原信行）は、作名にて無き人

なりといへり。入宋のためゆへ、官位を唐名にして、その式も少々かはるとみへたり。  
と述べており、相田・荻野氏も同様の見解を示している。

参考のため、石清水八幡宮所蔵の康治二年（一一四三）四月日付け慶清度牒も見てみよう。<sup>(6)</sup>慶清は石清水祠官田中家の二代目となった人物で、『石清水文書』中に多くの関係文書が残るが、入宋の事実を伝えるものはなく、得度後の経歴を見ても入宋の形跡を匂わせる長期の空白期間は認められない。石清水関係者の入宋事例は他にもなく、慶清は入宋していないと考えて良いであろう。今度牒の本文を引用する（末尾の出家後の心得を記した部分は省略。「」は筆書。他は版刻。ただし「」は版を異にする。中央に印影あり、重郭方朱印「太政官印」か「相田 1949:322」）。

#### 沙弥「慶清」

右、被<sub>レ</sub>太政官保安三年十月六日符<sub>ニ</sub>称、右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、  
件度者<sub>レ</sub>老万人、宜<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>治部省、特令<sub>レ</sub>得度者。令（「今」カ）省・  
寮・僧綱共授<sub>ニ</sub>度縁、如<sub>レ</sub>件。

師主「法師大和尚位行慶」

「康治二年四月 日」

#### 僧綱

法務大僧正法印大和尚位

威儀師伝燈大法師位維嚴

法務法印権僧正和尚位「行玄」

從儀師伝燈法師法円嚴

#### 玄蕃寮

頭從五位下行紀朝臣久長

正六位上行少允三善朝臣信次

正六位上行少属惟宗朝臣兼良

## 治部省

大輔従五位上行源朝臣雅頼

正六位上行丞源朝臣季広

正六位上行小録惟宗朝臣兼遠

慶清度牒は大枠で「延喜式」の規定に準じており、当時の一般的な様式と考えられる〔松尾 1988:304n〕。署名も実在の人名で、地名・官名も中国風ではない。寸法は縦23cm×横45cmで〔荻野 1964:39〕、入宋・入元僧度牒と比較して約半分の大きさである。荻野氏が「先述の慶清度縁は版刻ではあるが極めて刷りも粗雑であつて公文書としての權威は示され難い。このような公文書では異国に携行して、先方の官庁に提示する訳にはいかないであろう」〔荻野 1964:109〕と述べるように、入宋・入元僧の度牒と比べて見栄えしない装丁である。一般の度牒と比較した時の入宋・入元僧の度牒の特徴は立派な装丁・中国風のアレンジを、入宋・入元という行為から説明する従来の説は、自然な結論と言えよう。署名についても、あえて現実の人名と一致させないことにより、正式な度牒として作成したものでないことを日本国内において示す必要があつたからではないかと推察される。

戒牒に関しても偽造が行われた。たとえば円爾・覚心・天岸は、東大寺戒壇院で受けた戒牒の存在が知られるが、偽造度牒と同日付けである。しかも天岸の場合は、度牒・戒牒で別の人名に同一の花押が使用されており（度牒の藤原光任と戒牒の光基、度牒の源公際と戒牒の公能）〔荻野 1964:107〕、同時に作成された偽造文書と見て良い。すでに先学が繰り返して述べていることであるが、正治元年（一一九九）一月八日付け明全戒牒案の奥に道元が記した注記に、

全公本授<sub>二</sub>天台山延曆寺菩薩戒<sub>一</sub>。然而宋朝用<sub>二</sub>比丘戒<sub>一</sub>。故臨<sub>二</sub>入宋時<sub>一</sub>、書持此具足戒牒也。宋朝之風、難<sub>レ</sub>習<sub>二</sub>学大乘教<sub>一</sub>、僧皆先受<sub>二</sub>大僧戒<sub>一</sub>也。只受<sub>二</sub>菩薩戒<sub>一</sub>之僧、未<sub>レ</sub>嘗聞<sub>二</sub>者也。先受<sub>二</sub>比丘戒<sub>一</sub>、後受<sub>二</sub>菩薩戒<sub>一</sub>也。受<sub>二</sub>菩薩戒<sub>一</sub>而為<sub>二</sub>（衍カ）為<sub>二</sub>夏臈<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>嘗聞<sub>二</sub>也。

とあり、延曆寺で行なわれた菩薩戒単受が宋で認められていなかったため、具足戒（大僧戒）を東大寺戒壇院で受け

たことを示す戒牒を自ら「書持」ち入宋したことが明記されている〔佐藤 1991:54・松尾 1995:218〕。僧侶身分を証明する点で共通の性格を持つ度牒についても、同様の作業が行なわれたことは想像に難くない。

だが以上の多くの状況証拠にもかかわらず、入宋・入元僧が偽造度牒を携帯し渡海したことを直接示す史料の存在は、今まで指摘されておらず、あくまでも推測の域に留まる。そこで本稿では、筆者が中国史料から見出した日本の度牒関係史料を紹介して研究史にいくつかの新知見を付け加えるとともに、その意義についても若干の言及をしたいと思います。

## 一 日本度牒関係史料の紹介

### (A) 『癸辛雜識』前集、蕈毒

菌蕈類、皆幽<sub>レ</sub>隱蒸湿之氣、或蛇虺之毒生、食<sub>レ</sub>之皆能害<sub>レ</sub>人。而好奇者、每輕<sub>二</sub>千金之軀<sub>一</sub>、以嘗試<sub>レ</sub>之、殊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>曉。：嘉定乙亥歲（一二二五）、楊和王墳上感慈庵僧德明、遊<sub>二</sub>山得<sub>二</sub>奇菌<sub>一</sub>、婦作<sub>レ</sub>糜供<sub>レ</sub>衆、毒發、僧行死者十余人。德明亟嘗<sub>レ</sub>糞獲<sub>レ</sub>免。有<sub>二</sub>日本僧定心者<sub>一</sub>、寧死不<sub>レ</sub>汚、至<sub>二</sub>膚理拆裂而死<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>今楊氏庵中、尚藏<sub>二</sub>日本度牒<sub>一</sub>。其年有<sub>二</sub>久安・保安・治象（承）カ<sub>一</sub>等号、僧銜<sub>二</sub>有法勢（務）カ<sub>一</sub>大和尚・威儀・從儀・少属・少録等称。是歲、其国度僧万人。定心姓平氏、日本国京東路相州行香県上守郷光勝寺僧也。

『癸辛雜識』は宋末元初の人周密の手になる隨筆である。テキストには中華書局『唐宋史料筆記』を用いた。「蕈毒」は毒キノコにまつわるエピソードをまとめたものである。これに拠れば一二二五年、感慈庵僧德明が毒キノコで粥を作り、日本僧定心を含む僧十数人がこれに当たり死亡したという。このエピソードに関しては、早く西村真次氏の言及がある〔西村 1942:93-95〕。

定心について、「日本国京東路相州行香県上守郷光勝寺僧也」とある。地名が中国風にアレンジされているが、「日本国京東路相州」は東海道相模国は間違いない。中世において相模国愛甲郡上毛利荘八菅山には、海老名氏の外護下に光勝寺という寺が存在したことが知られ、「上守郷」は上毛利荘（守は毛利）と考えられるから、「行香県」は愛甲郡であろう。西村氏も定心を「愛甲郡の出身」としており、一九五三年には八菅神社境内に定心碑が建てられている。「小泉 1906」。ただ残念ながら定心について、日本側の史料で確認することはできない。一一七一年に陸奥国信夫郡天王寺での経筒供養に関わった「大勧進聖人僧定心」がいるが、これとの関係も明らかではない。

さて従来触られていないが、本稿のテーマ上注目すべきは、定心の度牒が楊氏某の家に長く保管されたという記述であろう。周密はそこに見える文言をいくつか書き記しているが、その内容を検討すると、先に挙げた慶清度牒との共通点が目立ち、正式な度牒と考えられる。

まず「法務大和尚」「威儀」「從儀」「少属」「少録」は、三司（僧綱・玄蕃寮・治部省）の署名から採ったものである。すべて慶清度牒中に見える職名と一致する。「是歳、其国度僧万人」についても、慶清度牒所引の勅中の「件度者壹万人」の如き文言に拠ったものと考えられる。

「久安・保安・治承等号」について、慶清度牒中でこれに相当するものを挙げれば、度牒発給の「康治二年四月日」と、度牒所引太政官符の日付「保安三年十月六日」であろう。慶清度牒は、「治部省に仰せて僧一万人を得度させよ」という勅を受けた保安三年（一一三三）の太政官符に拠り、康治二年（一一四三）に発給されたものである。定心度牒もこれと同様の形式を採っていたとすれば、久安（一一四五―五二）・保安（一一二〇―二四）の文書に拠り、治承年間（一一七七―八二）に発給されたということになる。久安・保安の文書の関係がよく分からないが、「久安・保安・治承」を度牒に登場する順番を反映したものと考え、保安の文書が久安の文書に引用されていた可能性が高いとしておきたい。仮に久安の文書と保安の文書が並列の関係なら、時間的に古い保安の文書を先に引用するはずであ

る。

さらに推測を重ねれば、保安の文書は慶清度牒所引の保安三年太政官符と同じものではないか。少なくとも慶清得度の頃まで約二〇年間、この官符は新たな得度認可の根拠とされ続けた。それから数年後の久安年間に得度認可のため引用され得る保安年間の文書としては、これ以外あり得ないだろう。

「定心姓平氏、日本国京東路相州行香県上守郷光勝寺僧也」の箇所も、度牒にあった情報に基づいたものと考えられるが、慶清度牒には相当する箇所が存在しない。だが先に引用した友山度牒を始め、偽造度牒では必ず「治部尚書」の後に筆書で寺名・僧名・俗姓・本貫・年齢・師僧の名などが記入されており、これに相当するものではないかと考えられる。個人情報記入は、入宋・入元僧の度牒にのみ見られる特殊ケースではない。たとえば『延喜式』巻二一、玄蕃寮に収める度縁式でも、

沙弥某甲年若干某京國郡郷戸主戸  
口黒子某処某邑

右、太政官某年月日符称、右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、云々。若干人例

得度。省・寮・僧綱共授<sub>二</sub>度縁<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>件。

師主某寺僧位名

年月日

(署名略)

という書式が規定され、形式上多少の出入りはあっても、このタイプの度牒は一般に確認される〔松尾 1998:18-49〕。ただ版刻度牒の場合、個人情報に関しては刷った後で記入することになるから、慶清のケースのように名前だけ記入し、それ以外はわざわざ書かない場合も多かったであろう。

以上見てきたように、定心は慶清度牒と同タイプの正規の度牒を携行していたと考えられる。これは入宋に当たっ

ての度牒携行の事実が判明する最古の事例である。円爾以降の入宋・入元僧のように偽造度牒を携行していなかったことも注意すべきであるが、度牒に操作を加えなかったわけではない。それは出身地の地名を中国風にアレンジした点である。筆書の箇所であること、わざわざ「日本国」を冠していることから、入宋を前提に定心自ら個人情報を中心とする。筆書の箇所であること、わざわざ「日本国」を冠していることから、入宋を前提に定心自ら個人情報を中国風に記入したものと考えて良い。それはすなわち、宋土において度牒に一定の身元保証の役割が期待されていたか  
らにほかならない。

(B) 『弘治温州府志』卷一七、遺事、蕃航

延祐五年(一三二八)冬、有倭船泊平陽州五十二都大興海浜。其人貌類中国。或載尖巾、或髡為僧衣。白布及藍青花服、袖大而短、束帶佩刀。訳二人梅守志・林愛華・綱首二人見覺・道願詞称、「有本國客商五百余人。齋金珠・白布等物、駕船、於九月二十七日放洋、意投元國慶元路市舶司、博易銅錢・藥材・香貨等項、不料十月七日海風飄浪、累日至二十五日辰時至此、十一月十四日移泊瑞安州飛雲渡、齋到拜見上位、及与浙省官赤皮甲・大刀・皮袋・箱扇等物」。隨即起解。繼奉上司明文、「仰遵守旧例、前去慶元泊船博易」。外有倭僧平全珠。齋到隨身度牒、係彼國治部尚書所給。称、「欲親往廬山等處、尋訪馬祖遺跡、常遊膺蕩。天台諸名山」云。

『弘治温州府志』は一五〇三年、王瓚の編になる。温州ではこれ以前にも、南宋一二二六年に『永寧編』、元代に『温州路志』、明初に『洪武温州府図志』が編まれたというが、現存しない。テキストとしては寧波天一閣蔵本が唯一のもので、『天一閣蔵明代方志選刊統編』三三一(上海書店)に影印収録されている。これに拠れば、一三二八年に慶元(寧波)を目標して出航し温州に漂着した倭船に関する報告に対し、旧例通りに慶元へ発送すべきことが江浙行省から指示されたという。内容・文体から見て、何らかの行政文書の一部と考えられるが、元朝の漂流倭船への対応を

記したほとんど唯一の貴重な史料である。この点からの考察も有意義と思われるが、本稿は度牒についての考察を目的とするため、残念ながらこの問題についてはここでは触れない。<sup>(14)</sup>

本稿で問題になるのは最後の部分である。すなわち、慶元廻航の決定の後、倭僧平全珠は廬山や馬祖道一の遺跡など江西の辺りを回り、さらに温州鴈蕩山や台州天台山などに行きたいと主張した。これらの場所へ行くためには慶元よりも温州で下船した方が便が良く、平全珠からすればわざわざ慶元へ戻る必要はなかったのである。あるいはこのように主張することで、早く入国を済ませようとしたのかもしれない。いずれにしろ、この件についてうかがいを立てるため温州から行省へ送った文書が、『弘治温州府志』に引用されたのであろう。ただこれが認められたかどうかは明らかでない。

平全珠とは何者であろうか。俗姓が平、諱が全珠ということは分かるが、その経歴・法系などについては、宗派図・僧伝などで確認することはできない。「全」の系字から想像するに、あるいは大覚派桑田道海派下かもしれない。この門派の入元僧として、靈巖道昭法嗣の鈍夫全快、さらにその法嗣の秀崖全俊<sup>(15)</sup>がいる。

全珠の入元後の足取りに関しては、断片的ながら辿ることができる。たとえば一三二五年、入元を果たした中巖円月は、旧友の全珠侍者と慶元雪竇山で再会し、共に嘉興天寧寺の靈石如芝のもとへ赴いている。<sup>(16)</sup>この全珠侍者は、定期的に平全珠と同一人物と見て良いだろう。なお中巖は一三二八年、入元のために円覚寺から博多へ向かったが、綱司(船長)から乗船許可を得ることができなかった。<sup>(17)</sup>一三二八年とは、まさしく全珠の船が出港した年である。あるいはもともと中巖は友人の全珠と同道入元する予定だったが、綱司の制止に遭って果たせなかったのかもしれない。さらに付け加えれば、一三二八年一〇月、放牛光林が温州から入元しており、時期・場所の一致から見て、全珠と同船と考えられる。<sup>(18)</sup>

一三二九年、杭州径山の首座だった明極楚俊は、竺仙梵僊・懶牛希融を伴って福州へ向かい、倭船に乗って来日し

たが、船上で詠んだ詩に和韻した日本僧に円極全珠がいる。<sup>(19)</sup> 全珠の号が円極であったこと、その在元期間が一三二八—二九九年であったことが確定する。明極には「珠藏主円極号」なる道号偈が知られ、全珠に与えたものと見て間違いない。<sup>(20)</sup> 金陵保寧寺の古林清茂が送別偈を与えた珠藏主なる日本僧も、おそらく全珠であろう。<sup>(21)</sup> 明極・竺仙と同船帰国した僧には、雪村友梅・別伝妙胤・天岸慧広・物外可什など、古林に参じた経験を持つ者が多い。<sup>(22)</sup> 竺仙が古林法嗣であることを考えると、おそらく偶然ではあるまい。

竺仙は「送雪竇円極珠藏主帰越州省母」なる送別偈を全珠に与えている。竺仙来日後の偈をまとめた『求来禅師東渡集』に収め、「故家遥遥海東国、万里帰来只一息」とあることから、来日直後の作と考えられる。一二年ぶりに帰国し故郷に省母しようとしていた全珠に与えたもので、全珠が越州、すなわち越前・越中・越後の辺りの出身だったことが判明する。

全珠は渡来僧清拙正澄とも親しく、帰国後に元から持ち帰った華嚴図を贈っている。<sup>(23)</sup> 清拙は全珠に「円極号頌軸」を贈って「雪竇珠藏主、別称円極、扣諸名師、各得偈語、發揮円極之妙、可謂尽美」と述べ、<sup>(24)</sup> また「雪竇諸名師」が全珠に贈った送別偈に和韻している。<sup>(25)</sup> 中国帰りの全珠は、明極・竺仙・清拙など渡来僧と親しくしたようだ。全珠の出世歴はほとんど不明である。ただ夢巖祖応「早霖集」「円極首座住江之安楽山門疏」の円極首座を全珠だとすれば、全珠は近江安楽寺住持を務めたことになる。

全珠についてはこれくらいにして、『弘治温州府志』に戻ろう。本稿に関して最も重要なのは、傍線部の度牒に関する記述である。極めて簡単な言及であるが、いくつかの事実を確認することができる。まずは度牒に「治部尚書」という中国風の官名が記されていた点である。現存する四種の偽造度牒（円爾×二・天岸慧広・友山士愆）のいずれも「治部尚書」で始まっているが、こうした度牒が確かに入宋・入元に当たって携行されたことが、ここから明らかになる。

もう一点は、「齋到隨身」とあるように、全珠が入元に当たり度牒を肌身離さず携帯していたことである。文脈から見て、「外有倭僧平全珠」と「称、……云」の間に「齋到隨身度牒、係彼国治部尚書所給」の一節が入るのは、自然とは言い難い。おそらく温州が全珠の処遇を江浙行省に仰ぐに当たり、全珠が僧侶であることを示す証拠として、治部尚書発給の度牒を携帯しているという事実を付記したのである。とすれば日本僧にとって度牒は、元国内での公的な身分証明書としての役割を果たすものであったと言いうことができよう。

この問題に関してはさらに言及する必要があるが、行論の都合から、本節ではひとまずここまでにしておき、後で改めて触れることにする。

(C) 『蘿山集』巻四、賦日東曲十首

『蘿山集』は朱元璋のブレンとして著名な宋濂の、元末の作品を集めた詩集で、至正一三年(二三三)の鄭濤序では『宋太史詩』とも呼ばれている。瑞溪周鳳も言及しており、日本禅林で読まれたらしい。国立公文書館に林家旧蔵の元禄期の写本が伝来する。中国では伝本のない貴重書で、近年浙江古籍出版で刊行された『宋濂全集』にも未収録である。宋濂の元末の作品集に『潜溪集』があり、日本僧が持ち帰り日本で刊行した<sup>(27)</sup>というが、これは文集であり、『潜溪集』鄭濤序に「詩賦別見蘿山稿、不在集中」とあるように、詩を収録した『蘿山集』とは内容を異にする。

宋濂は日本僧に日本の風俗を問い、聞いたことをもとにして詩を作った。それが「賦日東曲」と題する十首の詩である。この史料については、既に江戸時代、伊藤松が『鄰交徵書』初篇卷之二、明に収録しているが、国立公文書館本と別系統の本を見たのか単なる誤写なのか、文字の出入りがある。特に問題になるのは、国立公文書館本で「辛丑(一三六一)冬十月」となっている箇所が、『鄰交徵書』で「辛酉(一三八一)冬十月」となっていることである。

しかし国立公文書館本も写本であるから、誤写がある可能性もあるし、『鄰交徵書』がより優れた本を底本にしている可能性も否定できない。どちらに拠るべきか考える必要があるが、宋濂の経歴を調べれば、国立公文書館本の一三六一年説を採用すべきであることがはつきりする。すなわち宋濂は一三七七年から故郷に隱遁していたが、孫の宋慎が胡惟庸と通謀していたため、自らも一三八〇年冬に捉えられ、処刑こそ免れたものの、翌一三八一年五月二〇日に没したのである。従って一三八一年一〇月に日本僧と会うことはありえない。

「賦<sub>二</sub>日東曲」で日本の風俗を問うた相手是谁かは不明である。横山景三は、一四八三年に遣明使子璞周璋の出国に当たって与えた「書<sub>下</sub>送<sub>二</sub>遣唐使<sub>一</sub>詩後」において、朱元璋が遣明使を召見し熊野三山の事跡を問うて御製詩一篇を賜い、宋濂が「賦<sub>二</sub>日東曲<sub>一</sub>十首」の詩を贈ったと記している。<sup>(29)</sup>とすれば、「賦<sub>二</sub>日東曲」は洪武期の遣明使に与えたものということになるが、朱元璋の件が絶海中津(使僧としての入明ではない)の故事を指していることは明らかであり、事実とそぐわない。また遣明使の某人にしても絶海にしても、宋濂と会った時期は明朝成立後であり、「賦<sub>二</sub>日東曲」の元末一三六一年という年代と矛盾する。以上から、「書<sub>下</sub>送<sub>二</sub>遣唐使<sub>一</sub>詩後」の記述は横山の牽強付会と考えるべきである。

宋濂は元末からしばしば日本僧の訪問を受けたのであろう。朱元璋の本拠地金陵が、かつて保寧寺に古林清茂が住して以来日本僧の群参する地であったことを考えれば、日本僧と接する機会が多かったのは当然である。たとえば『蘿山集』には、宋濂が日本僧秀崖全後に贈った詩が収録されている。<sup>(31)</sup>

明代になると、宋濂と日本僧との交流を物語る事例は豊富になる。最も有名なのは、一三七五年、在明中の絶海中津から夢窓疎石碑銘の撰文を依頼された件である。<sup>(32)</sup>朱元璋の詔により宋濂に撰文が命じられたと碑銘にある。この翌年に朱元璋が絶海を召して日本の風俗を問うたのも、碑銘の一件で朱元璋の目に止まったためであろう。

一三七四年の遣明使に同行し入明した簡中元は、江西へ遊ぶに当たり、範堂令儀の紹介で宋濂から送別偈を与え

られている。<sup>(33)</sup> 範堂は一三六二年に入元した日本僧である。一三七三年から金陵の蔣山におり、宋濂とも親しい関係にあった。<sup>(34)</sup> 彼は簡中以外にも、日本僧と宋濂の仲介を行なっている。たとえば一三七六年の遣明使廷用文珪は『日本瑞竜山重建転法輪藏禪寺記』の撰文を、<sup>(35)</sup> 大義等宣は『日本建長禪寺古先源（古先印元）禪師道行碑』の撰文を、範堂を介して宋濂に依頼している。<sup>(36)</sup>

宋濂は日本に出使し帰国した無逸克勤にも労いを与えるなど、<sup>(37)</sup> 対日外交と関係が深かったらしい。「賦<sub>二</sub>日東曲<sub>一</sub>」に見られる日本情報の収集のみから、宋濂・朱元璋が元末の時点で日本との外交関係樹立を視野に入れていたと断言するのは難しいが、日本情報に詳しい宋濂が日本との交渉になんらかの関与をしていた可能性は高い。もつともこれは日本との関係にのみ言えるわけではなく、高麗やヴェトナムなど、彼の関与はより広い範囲に及んでいた。<sup>(38)</sup> 問題となる宋濂の「賦<sub>二</sub>日東曲<sub>一</sub>」から、度牒に関係すると考えられる詩を引用しよう。

賦<sub>二</sub>日東曲<sub>一</sub>十首。問<sub>二</sub>海上僧<sub>一</sub>、々多不能答。時辛丑冬十月也。

(一首略)

藤橋源平族<sub>二</sub>四家<sub>一</sub>、連城甲第競<sub>二</sub>豪華<sub>一</sub>、治書省内多<sub>二</sub>官使<sub>一</sub>、黄牒紛<sub>二</sub>紜<sub>一</sub>、<sup>藤橋源平族、国中四大姓。治書者（省一カ）、乃官署名。有<sub>二</sub>尚書侍郎<sub>一</sub>々々中<sub>二</sub>主事<sub>一</sub>、及鴻臚</sup>

卿<sub>二</sub>丞之属<sub>一</sub>。其印文曰<sub>二</sub>太政官印<sub>一</sub>。

(以下八首略)

藤橋源平という日本の名族がいることとともに、治書者という官司が日本に存在することを詠んでいる。割注に拠れば、そこには尚書・侍郎・郎中・主事・鴻臚卿・鴻臚丞などが置かれていたという。現存する四点の入宋・入元僧の度牒の署名と比較すると、「治書省」と「治部省」の<sup>(39)</sup> 違いを除き、官名はすべて一致する（先に挙げた友山度牒を参照）。「太政官印」という印文も、天岸・友山の度牒で確認される。紙質については「黄牒紛<sub>二</sub>紜<sub>一</sub>」とあることから、天岸・友山度牒と同様に黄麻紙に書かれていたと考えられる。宋濂は明言していないが、「賦<sub>二</sub>日東曲<sub>一</sub>」を作るに当た

って日本の風俗を問うた時、日本僧の度牒を見て、それをもとにこの割注を書いたことは間違いないだろう。

ここから分かるように、元末においても入元僧は偽造度牒を携帯していた。今まで知られていた偽造度牒の最後の例である友山度牒よりもさらに時代的に降る事例である。管見の限り、明代になると偽造度牒の存在は確認できなくなるが、元末までは利用されていたことは確実である。

## 二 宋元期日中交流史における度牒携行の意味

以上の史料から、入宋・入元僧が中国風アレンジの度牒を携行し渡海したことは、確実と言って良いと思う。確認できる期間は一二〇〇年前後から元末まで一世紀半程度である。

なぜ度牒なのか。この問題について参照したいのが、『慶元条法事類』卷五一、道釈門、行遊に収める南宋期の僧侶・道士の国内移動に関する法令である。これに拠れば国内の移動を求める場合には公憑が必須であった〔戸婚勅〕。公憑申請の義務は俗人についても同様であるが、僧侶の場合は師・住持の保証とともに度牒・戒牒の提出が要求された〔道釈令・道釈式〕。師がいない場合や遠方にいる場合は住持の保証のみで良いとされたが、僧侶身分であることを公的に証明する度牒・戒牒は、公憑発給の上で必須書類だったのである〔小坂 1968・石川 1983・王 2002〕。ただ問題になるのは、外国人の場合は国内移動不認可が原則であったことである〔道釈令第三条〕が、宋代において日本僧が州界を越えて移動していたことは明らかである。おそらく問題にされたのは遼・金・西夏・大越・蒙古等、宋の敵国の僧であって、日本僧に関しては黙認されていたのであろう。また宋においては僧侶に様々な刑法上・経済上の特権が認められた〔諸戸 1979〕が、これが日本僧についてどこまで意味を持ったかは判断し難い。だがたとえば、渡銭など通行税の免除特権〔石川 1993:154-57〕などは大きな魅力だったはずである。

さらに一四世紀に入ると、元朝はそれまで行なってきた日本招諭を放棄し、倭船入港地の慶元において、日本不臣を前提とした警備体制の整備を行なう。「輸其物以上于官、勿入郡城、勿止貿易」という定制にあるように、倭人の入城は禁止され、したがって当然国内移動も禁止された〔榎本 2001b:63-67〕。定制施行の当初は商人だけでなく僧侶の入城も認められなかったようだが、この後も日本僧の入元遊方は頻繁に見られるから、やがて黙認されるようになったのであろう。<sup>(43)</sup> 前章(B)で見た温州の全珠への対応を見れば、そのことは明らかである。全珠は聖地巡礼を目的に温州から入国することを求めており、認められたかどうかは不明だが、少なくとも審議の対象にはなかった(認められる可能性はあった)らしい。ただ倭人入城禁止の原則が存在する以上、自らが求法のために来朝した僧侶であることを示す必要はあったであろう。温州が全珠の度牒携帯に特に言及しているのは、僧侶身分であることを前提としなければ、聖地巡礼の要請はそもそもあり得ないからではないか。つまり一四世紀になると、国内移動はもちろん、入国許可のためにも度牒は必須となり、度牒携行の重要性はさらに高まったと考えられる。

なお公憑発給手続きから見て、戒牒についても同様に公的身分証明書としての機能があったようであるが、明全や円爾・天岸の戒牒のように、偽造する場合でも度牒のように書式を改めた形跡がない。前章(B)の全珠の事例のように、公的な身分証明書類としては度牒の方が重視されたのであろう。戒牒に関しては、むしろ戒牒など寺院内部における宗教的な地位の証明機能が期待されたと思われる〔松尾 1995:218-19:316-17〕。

以上、度牒携行の意味について考察したが、その事例が南宋から元代に集中することについては、この時期の日中間交流のあり方からも考えなければならない。周知のように日本と宋・元の間には、招諭を目的とした使者が派遣されたり、牒状が送られたりすることはあっても、国家間で恒常的な使者の往来が行なわれることはなかった。遣唐僧・遣明僧と入宋僧・入元僧の間には、前者が使者としての身分保証を国家的に与えられる一方で、後者がそれを期待できないという立場上の違いがあった。

ただし使者としての渡海ではなくても、公文書によって身元の保証を得ることが不可能だったわけではない。たとえば八五三年に入唐した円珍は、自らの身分や渡航目的の証明のために、伝灯大法師位に任ずる旨の僧位記と内供奉持念禪師に補する旨の治部省牒を過去の日付で賜り、また入唐後の移動に便宜を得るため、大宰府で公験の発給を受けた〔小野 1982:43-49:63-64・佐伯 1989:206-137〕。

その後の入唐・入宋僧も、渡海に当たり公許を得るのが原則だった。高岳親王は八六一年、入唐に当たって公許を得ている。<sup>(44)</sup>一〇一一世紀にも寛建・日延・齋然・寂照が公許を得て渡海しており、成尋は一〇七〇年にその前例によって自らも官符を給い入宋せんことを請うた。<sup>(45)</sup>公許には当然なんらかの身元保証や便宜提供も付随したと考えられる。たとえば九二七年福建の閩国から後唐治下の五臺山へ赴いた寛建一行は、出国に当たり大宰府牒を受けているが、<sup>(46)</sup>おそらく円珍が受けた大宰府公験のごときものであろう。

一一世紀後半になると、成尋・戒覚のように公許を得ないまま入宋する僧も現れる。こうしたケースでは日本側の公的な保証は期待できないが、さりとて彼らは何のあてもなく入宋したわけではない。成尋について見ると、入国及び国内の移動の許可において、宋商が身元保証人として協力している〔原 1992・遠藤 2002・王 2002〕。その筆頭として挙げられるのは明州商人陳詠である。彼は一〇六五—六九年日本に赴いた時に成尋と知り合い、一〇七二年成尋と杭州で再会、以後通詞として長く同行する〔森 2002〕。他に成尋が杭州入港後に滞在した宿の主人である張賓や、成尋入宋船の船頭の一人である福州商人呉鏞も、成尋の入国許可のために文書を提出し署名している。<sup>(47)</sup>

円珍は僧位記と治部省牒を携帯しており、これによって僧侶身分は証明できた。成尋は阿闍梨位を賜った時の太政官符を携帯しており、皇帝の召により進呈している。<sup>(48)</sup>これらは僧侶身分を証明する書類として度牒・戒牒と同様の機能を果たし得るものであるが、入国や国内移動の許可を得るに当たり利用した形跡はない。

円珍の場合は、大宰府公験を福州に提出し福州で公験を受け、以後温州・台州・越州・長安など各地で公験・過所

を受けながら唐国内を移動している〔瀾波 1393:677-700〕。成尋の場合は、先に見たように宋商の協力により杭州で公移を受けて台州へ向かい、以後は台州・開封で受けた牒により国内を移動している<sup>(49)</sup>。もちろん円珍の位記・治部省牒や成尋の阿闍梨位官符は、日本における地位を示すものとして重要であるが、入国審査や国内の移動に関してこれを用いる必要はなかったようである。

寂照は一〇〇三年に入宋した後、一〇一三年に門弟の念救を一時帰国させて度牒を作り宋に持ち帰らせている<sup>(50)</sup>。度牒が何らかの理由で必要とされたことは間違いないが、入国・移動の許可申請とは関係なかったようである。寂照はすでに一〇〇四年に真宗に謁見し紫衣束帛を賜わり、一〇〇五年以前に天台山・五臺山巡礼を果たしており、それまでに開封（謁見）・台州（天台山）・代州（五臺山）を回っているはずだからである<sup>(51)</sup>。

また成尋の従僧長明は、天台山・五臺山などを巡礼した後、開封で受戒を求めたが、その手続きに当たり戒壇から使者があり、「沙弥祠部」のことを問われた<sup>(52)</sup>。『參天台五臺山記』で「出家官牒」と割注する通り、「沙弥祠部」は度牒を指している<sup>(53)</sup>。これに対して成尋は、「大唐には沙弥祠部があるが、日本にはない」と答え、使者は承諾して帰っていった。成尋一行が度牒を携行しなかったのか、携行していたが何らかの理由で見せなくなかったのかは分からないが、少なくとも入宋後における度牒の利用を想定していなかったようだ。日本僧にとって、北宋期までは度牒携行の必要性はあまり高くなかったらしい。

このような状況に変化が生じたのは一二世紀後半である。この時期は、日宋交通について二つの変化が認められる。一つは渡海制Ⅱ海外渡航に先立つ公許取得の原則の消滅と入宋僧の激増、一つは「日本商人」Ⅱ市舶司での出航手続きを経ず日本から派遣された商人として宋に来航する宋商の出現である〔榎本 2002〕。入宋僧は、前者によって公許に伴う身分保証が期待できなくなり、後者によって海商に身元保証を期待することが困難になったと考えられる。後者について少し補足しよう。成尋の場合は船頭の呉鑄が保証人の一人となったわけであるが、それが可能だったのは、

彼が原籍地・出航地でしかるべき手続きを経て出航し帰国した宋人だったからである。一方「日本商人」は、その出自はともかく、宋においては日本側の人物として扱われたわけであり、日本人の身元を保証する能力が認められたかは疑問である。もちろん成尋の場合は船頭以外の商人も協力しているが、やはり入宋船の船頭の保証能力は重要な問題であろう。

ここに入宋僧が公然と入国するために、身元を自ら証明することが必要となってくる。そこで彼らは自らの身分を公的に証明する書類として度牒を提出して、この問題をクリアしたのである。入国・移動許可申請に当たっては、中国風にアレンジして宋で通用しやすい形にした方が有利である。たとえば地方行政単位として「国」を用いる日本の地名表記は、宋側で混乱を生む恐れがないとはいえない。そのため当初は前章(A)の定心の例に見るように、地名を記入するに当たって中国風にアレンジすることが行なわれたと考えられる。

だが入宋僧達はやがて気づいたはずである。公的保証を確認する術が宋側にはないことを。つまり、公的な保証が本物である必要はなく、むしろ公的な装いこそが重要なのであることを。そのためには本物の日本の度牒よりも、中国風アレンジの度牒の方がむしろ通用しやすい。そう気付いた彼らは、やがて書類操作のノウハウを蓄積してくると、官名なども中国風にアレンジし、また公文書としての威厳を損なわないように立派な紙に版刻を行なうようにもなった。さらに公文書としての体裁を整えるために偽印も作られた。おそらくその最初期に当たるのが、一二三五年入宋の巴爾度牒である。文面がほとんど同じであるにもかかわらず、異例の「皇帝官印」が捺され署名に花押がないものと、無印で花押があるものの二種が存在し、偽造度牒開発期における試行錯誤を示すものと考えられる。

明代に入ると海禁政策により、使僧以外の入明僧は原理上存在しないことになる。明代に偽造度牒を携帯して入明し身分保証の書類とした例が確認できないのは、入明僧がすべて国家使節として国家の保証を得ており、偽造度牒の必要がなかったからである。朝鮮に関しても、僧侶はもっぱら幕府・守護や受図書人の使者として渡海し、求法巡礼

を目的に個人的に渡海するというケースはほとんど考えられず、偽造度牒を作成する動機はここでもないと考えていいだろう。

### おわりに

以上、中国史料の中から、管見に及んだ限りで日本度牒関係記事を紹介し、これを日中交流史の中で位置付けてみた。南宋・元代、日本で言えば平安末から南北朝時代前期は、前後の時代と比較した場合、僧侶が宗教的な目的で渡海し、しかも国家的な保護を得ることが困難であった時代、言い換えれば日本の世俗権力が国際交流において主導権を握っていなかった時代であったと評価できる。偽造度牒はそのような時代における歴史的産物であったといえるだろう。

最後に一つ言及しておきたいのが、偽造度牒の技術的水準の高さである。版木の磨耗なども考える必要があり一概には言えないが、正式の版刻度牒である慶清度牒と、現存する四通の偽造度牒を写真で比較した場合、むしろ後者の方が立派な出来である。当時の寺院、特に禅宗寺院における版刻技術の高さは認めて良い。円爾門弟の正堂俊顕は普門院に「印版屋一字」を建てているが、出版だけでなく度牒の作成なども行なわれたのではないか。

立派な装丁の度牒を携帯することが、宋・元において多大な便宜を提供したとすれば、入宋・入元を志す僧侶たちが優れた版刻技術を有する寺院、あるいはそうした寺院と関係を持つ寺院に集まることは当然考えられ、版刻技術はもはや技術史の枠のみに留まる問題ではなくなる。南宋期に関して言えば、入宋僧は延暦寺・東大寺戒壇院・泉涌寺・東福寺・建長寺など、特定の寺院の關係者に集中する傾向があるが、特に延暦寺・泉涌寺・東福寺で、鎌倉期に盛んに出版が行なわれたことを考えれば、版刻技術は入宋・入元僧の組織という問題にも間接的につながる可能性が

ある。この問題については今後の課題としたい。

\* 本稿は二〇〇二年一月三〇日花園大学で行なわれた第七三回禅学研究会学術大会報告をもとにしたものである。なお本稿は、平成一四年度・一五年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

### 〈引用文献〉

- ・ 相田二郎 1949 『日本の古文書』上〔岩波書店〕
  - ・ 石川重雄 1993 『宋元時代における接待・施水庵の展開』『宋代の知識人』汲古書院
  - ・ 榎本涉 2001a 『宋代の「日本商人」の再検討』『史学雑誌』110—111
  - ・ 同 2001b 『日本遠征以後における元朝の倭船対策』『日本史研究』47—50
  - ・ 同 2001c 『明州市舶司と東シナ海交易圏』『歴史学研究』75—76
  - ・ 遠藤隆俊 2002 『宋代中国のバスポート』『史学研究』117—117a
  - ・ 王麗萍 2002 『宋代の公憑について』『宋代の中日交流史研究』勉誠出版
  - ・ 荻野三七彦 1964 『入元僧友山志徳とその度牒』『日本中世古文書の研究』便利堂
  - ・ 小野勝年 1982 『入唐求法行歴の研究』上〔法蔵館〕
  - ・ 小泉宜石 1999 『仏教諸宗派の伝播』『厚木市史』中世
- 
- 通史編、厚木市
  - ・ 小坂機融 1968 『宋代寺院僧尼制度と清規』『駒沢大学仏教学部研究紀要』1—21
  - ・ 佐伯有清 1989 『円珍伝の校訂と注解』『智証大師伝の研究』吉川弘文館
  - ・ 佐藤秀孝 1991 『仏樹房明全伝の考察』『駒沢大学仏教学部研究紀要』49
  - ・ 玉村竹二 1979 『空華日工集考』『日本禅宗史論集』下之一、思文閣
  - ・ 同 1983 『五山禅僧伝記集成』〔集英社〕
  - ・ 檀上寛 1994 『明の太祖朱元璋』〔白帝社〕
  - ・ 礪波護 1993 『唐代の過所と公験』『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所
  - ・ 西村真次 1972 『日本海外発展史』〔東京堂〕
  - ・ 原美和子 1992 『成尋の入宋と宋商人』『古代文化』四四—11
  - ・ 藤善真澄 1981 『成尋と楊文公談苑』〔関西大学東西学術研究所創立三十周年記念論文集〕関西大学出版部

- ・ 松尾剛次 1995 『勸進と破戒の中世史』〔吉川弘文館〕
- ・ 同 1998 『新版鎌倉新仏教の成立』〔吉川弘文館〕
- ・ 森公章 2002 『劉琨と陳詠』〔白山史学』三八〕
- ・ 諸戸立雄 1979 『宋代における僧侶の税役問題』〔秋田大学教育学部研究紀要』人文社会科学二九〕
- ・ 吉田道興 1987 『高祖道元禪師伝研究』〔宗学研究』二九〕

(1) 『大日本史料』五一—一〇、四三八—四〇頁で、写真とともに見ることができ。

(2) 建長寺創建750年記念特別展図録「鎌倉——禪の源流」、七一頁(図版四五)に写真が掲載されている。

(3) 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上、寺院文書、諸大寺単一文書五六七に写真とともに収録されている。

(4) 『法灯円明国師行実年譜』嘉禎元年条所引。度牒と戒牒が引用されているが、内容を見ると度牒として引用される文書が戒牒で、戒牒として引用される文書が度牒のようである。

詣<sub>二</sub>南都東大寺<sub>一</sub>、登壇受具。戒牒文曰、「信州近部県神宮寺童行覚心、本州本県人事。俗姓広氏、見歳二十九歳。投<sub>二</sub>於<sub>一</sub>於<sub>二</sub>当寺住持僧忠学律師、賜<sub>二</sub>度牒<sub>一</sub>、剃髮受具者。嘉禎元年乙未十月廿日、左大史丹治吉成給」。又治部省与<sub>二</sub>剃度牒<sub>一</sub>云、「嘉禎元年十月廿日、於<sub>二</sub>東大寺戒壇院<sub>一</sub>受具」云々。右、依<sub>二</sub>師平生隨身

之本<sub>二</sub>而録<sub>一</sub>之<sub>二</sub>通記<sub>一</sub>之。前<sub>三</sub>行<sub>二</sub>不<sub>一</sub>審。

刺文殿。

度牒の文例については、本文中所引の友山士徳度牒を参照。参考のために円爾戒牒〔大日本古文书』東福寺文书一—三〕も以下に掲げる。

沙弥円爾、稽首和<sub>二</sub>南<sub>一</sub> 大徳足下。

窃以、……今契、承久元年十月廿日、於<sub>二</sub>東大寺

戒壇院、受<sub>二</sub>具足戒<sub>一</sub>。伏願、大徳 慈悲

載<sub>二</sub>洛少識<sub>一</sub>。和南謹疏。

承久元年十月廿日 沙弥円爾謹疏

和上

伝灯大法師位 信晚(花押)

(以下連署)

(5) 天岸度牒もこの箇所の様式はほとんど同じであり、筆書の三行目は「黄紙度牒剃髮受具者」となっている。天岸度牒・友山度牒ともに黄麻紙製であり〔荻野 1967: 91, 103〕、「黄」の字を補うことは許されよう。

(6) 『大日本古文书』石清水文書二—六一—四に写真とともに収録されている。

(7) たえば源雅頼は治部大輔従五位上とあるが、このことは他の史料でも確認できる〔公卿補任』長寛二年条・『兵範記』久安五年十月二日条〕。威儀師維嚴〔長秋記』保延二年二月五日条〕・従儀師円嚴〔台記別記』久安三年三月二八日条〕など、他の人名についても同様である。

- なお法務法印権僧正和高位の下の署名について、『大日本古文書』「石清水文書」二一六一四・『平安遺文』六一二五二二・相田二郎氏「相田 1949:341」は「行立」に作るが、松尾剛次氏は「行玄」とする〔松尾 1998:25〕。
- 『天台座主記』に拠れば、行玄は一一三八―五五年の天台座主であり、写真で見える限り、署名も「行玄」で問題ない。ただし『天台座主記』に拠れば、行玄は一一三七年権僧正、一一四二年僧正、一一四五年大僧正であり、一一四三年の慶清度牒で権僧正となっているのは疑問である。「権僧正」は版刻の部分であり、職名に多少のずれがあっても古い版本をそのまま利用したのであろうか。
- (8) 参考までに、入宋・入元僧度牒の寸法を記しておく。円爾度牒は縦32・2×横50・3 cm・縦32・0 cm×横52・8 cm  
 『大日本史料』。天岸度牒は縦43・9 cm×横58・2 cm  
 『鎌倉―禅の源流』、友山度牒は縦37・5 cm×横47・5 cm  
 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』。
- (9) 入宋僧に与えられた東大寺戒壇院戒牒として、他に神子栄尊〔松尾 1998:106-08〕の事例がある。
- (10) 『永平寺文書』。『大日本史料』五一―、八五三―五六ページに、写真とともに収録されている。
- (11) 明末成立の謝肇淪『五雜俎』巻十も同様の記事を収めるが、『癸辛雜識』をもとにしたものである。『五雜俎』は定心出身の寺名を「元勝寺」とするなど誤りも見られ、これを引用する『新編相模国風土記稿』巻五四、今所唱
- 庄も、「元勝寺、今詳ならず」とする。
- (12) 『新編相模国風土記稿』巻五七、七社権現社所引、応永二六年正月日付け八幡神社再興勸進帳。
- (13) 『平安遺文』金石文編四二二、福島県天王寺山出土経筒銘。
- (14) なおこの史料に関しては、榎本 2001a: でよく簡単に言及している。
- (15) 『蘿山集』巻四、贈日本僧。なお宗派因・僧伝などは鈍夫を靈巖法嗣とするが、『蘿山集』巻四は元僧月江正印法嗣とする。玉村竹二氏は、仏光・大覚派の対立に際しての保身手段として、かつての参禅先である月江の法嗣と名乗ったとする〔玉村 1993:27〕。鈍夫が入元したことは、義堂周信と「江南旧游」のことを語っていることから確認できる。『建仁寺両足院藏』「刻楮」水三所収、空華日用工夫集巻一五・三〇別抄〕が、その時期は不明である。『延宝伝灯録』巻一七に拠れば一三〇九年生だから、一三二〇年代後半から一三四〇年代のことであろう。
- 秀崖は後述するように、元末に宋濂のもとを訪れている。なお元末に活躍した了堂惟一・愚庵智及のもとに、日本僧俊が訪れている〔了堂惟一・禅師語録』巻三、贈日本俊蔵主・『愚庵智及禅師語録』巻九、次韻送日東俊侍者人。閩〕が、同時期の入元僧に伯英徳俊もあり、どちらに当たるか(あるいはどちらでもない別人か)は

- 不明である。
- (16) 「中岩月和尚自曆譜」正中二年条に、「雪竇過冬、会旧友全珠侍者於中岩庵。同往浙西嘉興、參<sub>二</sub>靈石和尚<sub>一</sub>。天寧過<sub>二</sub>年<sub>一</sub>とある。
- (17) 「中岩月和尚自曆譜」文保二年条に、「起<sub>二</sub>円覚<sub>一</sub>到<sub>二</sub>博多<sub>一</sub>、欲<sub>二</sub>出<sub>二</sub>江南<sub>一</sub>、綱司不<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>上船<sub>一</sub>而帰」とある。
- (18) 「景南和尚語録附録法観寺一件」「大日本史料」六一三八、三七頁。「弘治温州府志」にあるように、全珠の船も一三二八年一〇月に温州到着。
- (19) 「統禪林墨蹟」一三八、反町茂作藏洋中詩。
- (20) 広嚴寺藏「明極和尚語録」卷四、珠藏主円極号。
- (21) 「重刊貞和類聚祖苑聯芳集」卷六、珠藏主回<sub>二</sub>海東<sub>一</sub>。
- (22) 「統禪林墨蹟」一三八、反町茂作藏洋中詩。「求來禪師東渡集」泊<sub>二</sub>閩江<sub>一</sub>答<sub>二</sub>雪村西堂<sub>一</sub>・広嚴寺藏「明極和尚語録」卷四、和<sub>二</sub>別伝胤首座船中韻<sub>一</sub>二で、彼らの同船は確認できる。古林への参禪については、雪村は「雪村大和尚行道記」、別伝は「古林清茂禪師拾遺偈頌」下、送<sub>二</sub>海東胤首座<sub>一</sub>、天岸は「東帰集」附収、仏乗禪師伝、物外は「石室善玖禪師語録」物外和尚七周忌拈香を参照。
- (23) 史料編纂所藏「清拙和尚語録」日本四、謝<sub>二</sub>円極藏主<sub>一</sub>惠<sub>二</sub>華嚴<sub>一</sub>掛<sub>二</sub>禪居<sub>一</sub>。
- (24) 史料編纂所藏「清拙和尚語録」日本五。
- (25) 史料編纂所藏「清拙和尚語録」日本四、和<sub>二</sub>雪竇諸名師贈<sub>二</sub>珠藏主<sub>一</sub>韻<sub>上</sub>。
- (26) 「臥雲日軒録抜尤」寛正三年四月九日条。
- (27) 「宋文憲公全集」卷首、翰林学士承旨嘉議大夫知制誥兼修国史兼太子贊善大夫致仕潜溪先生宋公行状。以下宋濂行状と略称する。
- (28) 宋濂行状。檀上 1994: 223-249 参照。
- (29) 「補庵京華別集」。
- (30) 「蕉堅藁」応制賦三三山・御製賜<sub>二</sub>和<sub>一</sub>大明太祖高皇帝・「絶海和尚語録」卷下付収、翊聖国師年譜、永和二年条。
- (31) 「蘿山集」卷四、贈<sub>二</sub>日本僧<sub>一</sub>。
- (32) 「宋学士文集」翰苑別集卷三、日本夢窓正宗普濟国師碑銘。宋濂は絶海と同道の汝霖良佐の「汝霖文藁」にも跋を与えている。「宋学士文集」翰苑別集卷七、跋<sub>二</sub>日本僧汝霖文藁後<sub>一</sub>。
- なお「空華日用工夫略集」貞治五年六月一日条に拠れば、一三六六年、絶海の入明に当たり、義堂周信は夢窓の行状を草し、その行状をもとに宋濂に碑銘を書いてもらうように言いつけている。日本禅林における宋濂の評価を示す史料として興味深いのが、この時の義堂の発言は「蓋聞、大明之朝有<sub>二</sub>文人宋景濂<sub>一</sub>(宋濂)者。呈<sub>二</sub>此以求<sub>一</sub>碑文并銘詞」というものであり、明朝建国前にもかかわらず「大明」と記しており、疑問が残る。玉村竹二氏に拠れば、「空華日用工夫略集」のこの箇所は自曆譜体の追憶記であり「玉村 1979: 99-100」、これを以って元末における宋濂の評価の反映とすることには、慎重に

なるべきであらう。

- (33) 『宋学士文集』 翰苑別集卷七、贈<sub>三</sub>簡中要師游<sub>三</sub>江西<sub>一</sub> 偈序。

- (34) 『宋学士文集』 翰苑別集卷八、贈<sub>三</sub>令儀藏主<sub>一</sub> 序。

- (35) 『宋学士文集』 翰苑別集卷三。

- (36) 『宋学士文集』 翰苑別集卷十。「其徒大宣、介<sub>二</sub>範堂儀上人、持<sub>レ</sub>状請<sub>レ</sub>銘<sub>二</sub>禪師之塔<sub>一</sub>」とあるように、「古先道行碑」の撰文は古先門弟の大宣の依頼だった。「道行碑」のもとになった「古先和尚行状」〔松ヶ岡文庫蔵「古先和尚語録」〕は、一三七六年二月に「宣・演二子」が石室善玖に撰文を依頼したもの。次に掲げる箇所<sub>二</sub>に明記されているように、彼らはこの行状を持って入明し、「大手筆」に塔銘を依頼しようとしていた。この「宣」が「道行碑」の「大宣」と同一人物であることは間違いない。

其神足宣・演二子、聊記<sub>二</sub>其師出処大概<sub>一</sub>、示<sub>レ</sub>僕要<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>証。僕与<sub>レ</sub>師親炙五十余年、知<sub>二</sub>師行脚始末甚詳<sub>一</sub>。宣・演二子、携<sub>二</sub>斯墓子<sub>一</sub>遍歷<sub>二</sub>南方、将<sub>レ</sub>乞<sub>二</sub>塔銘於大手筆<sub>一</sub>。其志勤矣。故摩<sub>レ</sub>老眼、少述<sub>二</sub>疇昔見聞<sub>一</sub>者矣。ところでこの頃入明し見心来復に参じた僧に、建長寺僧の大義□宣がいる〔洪武版『蒲庵集』卷四、送<sub>二</sub>日本宣大義遊<sub>二</sub>江西<sub>一</sub>序〕。義堂周信『空華日用工夫略集』応安三年二月二二日条の「宣大義」、八月二日条の「建長等宣」と同一人物と考えられ、四字連称すれば大義等宣と

なるが、「等」は古先法嗣に多く見られる系字であり、これも「行状」の「宣」、「道行碑」の「大宣」と同一人物と見て良いだろう。おそらく「大宣」は「大義宣」の誤ではないか。

- (37) 『宋学士文集』 翰苑別集卷七、贈<sub>二</sub>無逸勤公出使還郷省親<sub>一</sub>序。

- (38) 宋濂行状に拠れば、日本使だけでなく「高句麗・安南使者」も宋濂の文集を購入したという。また『宋学士文集』 鑿坡前集卷一、代祀<sub>二</sub>高麗国山川<sub>一</sub>記・論<sub>二</sub>安南国<sub>一</sub>詔・同卷六、贈<sub>二</sub>高麗張尚書還<sub>一</sub>国序なども参照。

- (39) 「治書省」は単なる誤りかもしれないが、あるいは平仄の問題からあえてこのように書いたのかもしれない。この詩は仄起で、第三句二文字目は平声でなくてはならず、仄声の「部」は適さないから、平声の「書」に変えた可能性がある。

- (40) 偽造度牒が伝わる人宋僧に関して言えば、円爾は明州―杭州―明州〔『聖一国師年譜』、無本覚心は明州―杭州―湖州―明州―台州―明州―杭州〕明州〔法灯円明国師之縁起〕・『元亨釈書』卷六、覚心伝〕。

- (41) 『清容居士集』卷一九、馬元帥防倭記。

- (42) 『黄竜十世録』付収、竜山徳見行状。

- (43) 一三〇九年・二八年の倭船暴動事件の直後、日本僧が逮捕されている『榎本 2012』が、警戒態勢下でこの定制が遵守されたものかもしれない。

- (44) 『入唐五家伝』頭陀親王入唐略記に、「親王被許入唐」とある。
- (45) 『朝野群載』卷二〇、延久二年正月一日付け申文に、「加之、天慶寛延〔建〕の誤」・天曆日延・天元斎然・長保寂照、皆蒙天朝之恩計、得礼唐家之聖跡」とある。
- (46) 『日本紀略』延長五年正月二三日条。
- (47) 『参天台五臺山記』熙寧五年五月一日条・六月五日条。
- (48) 『参天台五臺山記』熙寧五年十月一日条。
- (49) 『参天台五臺山記』熙寧五年六月五日条・八月一日条・十月二四日条・熙寧六年正月二九日条・三月二三日条。
- (50) 『日本紀略』長和二年五月七日条。
- (51) 『楊文公談苑』卷八逸文「藤善」[98]に拠れば、一条天皇二五歳の時に真宗に謁見。また同史料所引の一〇〇八年七月の藤原道長書状に、「先巡天台、更可攀五臺之遊、既果本願、甚悦甚悦」とあるが、三年前の一〇〇五年に道長のもとに寂照の手紙が届いており、『御堂関白記』寛弘二年二月一日条、道長が寂照の天台山・五臺山巡礼を知ったのはこの時である可能性が高い。そうでないとしても、一〇〇八年以前に巡礼の本願を果たしたことは間違いない。
- (52) 『参天台五臺山記』熙寧六年正月一三日条・二月三日条。

- (53) 宋では度牒は尚書祠部が発給したこと、『参天台五臺山記』熙寧六年四月二日条から、このように呼ばれるものであろう。
- (54) 『大日本古文书』東福寺文书一—二〇、普門院造作并院領等記録。

#### 〔付記〕

参考までに、一三三九年発給の聖慶度牒写を紹介したい。高野山大学図書館に『度牒之写』の一部として収めるものである。すでに松尾剛次氏が中国風アレンジの度牒の例として表で挙げている「松尾」[208]が、内容は今まで紹介されていない。

聖慶度牒写は、一七二九年に真源という僧が写したものを、一七五四年に伊予の義雄という僧がさらに写したものであることが、包紙の「從仁王八十六代四条院延応己亥年、至今宝曆四甲戌年、凡得五百十六年一也」「右本紙、享保十四己酉年、吾真源大阿闍梨御写本也」という注記から分かる。義雄は他に、亮快という僧が一七三〇年に写した友山土徳の度牒も、一七五八年に写している。友山度牒写の裏書には亮快の注記も引用しており、「於東福寺写之」とある。友山度牒は明治の頃は埼玉県の根岸氏が、現在は早稲田大学が所蔵している「荻野 1964:109」が、一七三〇年には東福寺にあったらしい。一七二四年成立の『制度通』巻五で、伊藤東涯が友山度牒を東福寺の円爾度牒と続けて引用し、「右の

度牒、今にのこりて本寺にあり」と書いていることも裏付けになろう。友山は聖一派の禪僧にして円爾の法孫であり、東福寺三二世住持となり、晩年は東福寺万年庵に退居し示寂した人物である。「友山録」上付収、友山和尚行状」から、聖一派の度弟院であった東福寺に度牒が保管されることは自然である。ただし伴高踏「閑田次筆」巻二で、円爾度牒を「東福禪寺に取る所」としながら、友山度牒を「又昔年竜草盧示されし一通」として紹介しており、友山度牒は竜草盧没の一七九二年以前に寺外に流出していたものか。

聖慶度牒写、包紙および友山度牒写裏書には、それぞれ「予府光林寺上人義雄」「金剛峯寺入寺沙門真明房義雄四十三才」とあり、義雄が高野山末寺の伊予光林寺の僧で、高野山で修行したこともあったことが知られる。また義雄は聖慶度牒写の包紙に、伊予別宮南光坊の常什と記している。南光坊は四国八十八ヶ所の一つに数えられる真言系寺院である。聖慶度牒写が南光坊から高野山に入った経緯は未調査だが、義雄や南光坊が真言系であった縁が関係しているであろう。聖慶度牒写は、実物に忠実に写そうという努力が見られ、朱印は朱で写し、印文も模写している。方朱印が「治部尚書」「度者姓橘」「延応元年」の三箇所に捺され、最初の印については「太政官印」、最後の印の右側については「太政」の印文が模写されている。三つとも「太政官印」であろう。本文書の裏には「本紙黄色。大字八板、細字八書」とあり、版刻だったこと、おそらく黄麻紙製だったことが分かる。以

下で本文を引用しよう。分かりやすいように細字＝筆書の箇所を「」で括る。

治部尚書

「和州奈良県東大寺重行聖慶、本州本県人事。

俗姓橘氏、見年一十五歳、投於当寺住持僧

隆俊律師、礼為本師、賜度牒剃。受具者。

右、被大(太)カ、政官符、称、左大臣宣、奉

勅、件度者姓「橘」、宜治部省与剃度。牒至准

勅。故牒。

「延応元年」年「己亥十」月「廿」日左大史「丹波吉

成」給

参議郎兼治部郎「從五位上行橘定則有書」

典主宰事官「正五位上行伴兼重同」

鴻臚丞「從四位上行菅友則同」

鴻臚少卿「闕」

典客郎中書字「署」カ、令「從四位上行藤朝盛同」

治部主事「從三位上行三善仲景同」

治部郎中「闕」

治部侍郎「正二位上行秦秦カ能久同」

聖慶の師隆俊は東大寺の住持僧らしいが、少なくとも東大寺別当としては確認できない。また聖慶本人についてもよく分からない。中国風アレンジの度牒を作成したからには入宋僧と思われるが、後考を待ちたい。

この文書について興味深いのは、「延応元年己亥十月廿日、左大史丹波吉成給」の箇所である。丹波吉成は無本覚心度牒逸文（註4）に「嘉禎元年乙未十月廿日、左大史丹治吉成給」とある人名と同じである。同時に作ったものかもしれないが、現状では確かなことはいえない。

天岸慧広度牒と友山士徳度牒が、一部の補刻を除き版木を同じくしている点については、荻野三七彦氏がすでに指摘し

ているところである〔荻野 1964:103-09〕が、印や署名など、版刻箇所以外では相違点も多い。覚心度牒と聖慶度牒はこれよりもさらに近い関係にあると思われる。この点は偽造度牒の作成・流通とも絡む問題で、興味は尽きないが、今はこれ以上論を進める準備はない。「おわりに」で述べたように、この問題が日宋・日元交流史を考察する上で重要であるという点を最後に指摘した上で擱筆したい。